

答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

審査請求人が開示を求める電磁的記録（以下「本件音声データ」という。）はうきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第2条第2号の情報に該当するものであり、議事録の作成後に消去されるまで存在していたことが認められるため、うきは市議会（以下「実施機関」という。）において、これらを作成していないとして公文書不存決定を行ったことは相当ではないからこれを取り消し、審査請求人により情報開示請求がなされた当時には、既に本件音声データが消去されていたことが認められるため、改めて、作成後消去したという理由での公文書不存決定を行うべきである。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成29年6月15日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年6月19日、実施機関は、本件公開請求に対し、情報公開決定処分及び公文書不存決定処分を行い、同日、審査請求人に情報公開決定通知書及び公文書不存決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成29年6月29日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、公文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、平成28年12月1日開催された、うきは市議会の全員協議会の発言内容を録音した電磁的記録（音声データ）である。

5 諮問

平成29年10月27日、実施機関は、条例第17条第2項の規定により、うきは市情報公開・個人情報保護審議会（この答申において「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公文書不存在の理由として、「これらについては、作成していないので存在しない」とのことであるが、当日の会議内容はレコーダー等で録音されていたと思われるため、その音声データの開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件音声データは、実施機関である議会事務局の職員が職務上作成し又は取得した電磁的記録であるから、条例第2条第2号の「情報」に該当する。
- (2) 条例第8条第2項で、電磁的記録が情報であることが規定されていることから、本件音声データは条例第2条第2号の「情報」である。また、消去の有無について明らかにするべきである。
- (3) 実施機関において音声データの取り扱いについての根拠規定はなく、「地方議会事務提要」という法令に基づいたものとはいえないもので運用していること自体が問題である。
- (4) 実施機関は条例第10条第2号に該当するとしているが、本件公開請求をした日は平成29年6月15日である。平成28年12月1日全員協議会が開催され、3月議会で決定された「小学校再編について」の事項については、「団体意思形成過程情報」とは言えない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている不存在理

由は、以下のとおり要約される。

- (1) 本件音声データは、会議録を作成するに当たり、会議録の補充・補完をするために、録音したものである。
- (2) 条例第2条第2号において、情報とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）及びその他の記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているが、本件音声データは、担当職員が会議録を作成するために録音したものであり、「実施機関が保有しているもの」に該当しない。
- (3) 正副議長により決裁を受けたものが正規の会議録であり、それを作成するための補助手段として用いた本件音声データは、条例第2条第2号の「情報」には当たらない。
- (4) 本件音声データには、意思形成段階部分の発言や、発言取り消し、個人情報等が含まれる恐れがあることも含めて、確認の担保をしているものであって、公的記録として作成しているものではない。
- (5) 本件音声データは、議事録作成後である平成29年3月に「地方議会事務提要」を参考に消去した。

第5 審議会の判断

1 調査の結果認定した事実

本件に関する一件記録及び関係者からの事情聴取によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成28年12月1日に開催された全員協議会での発言内容は、うきは市議会事務局の議事録担当者によりICレコーダーに録音されていた。
- (2) ICレコーダーに保存された本件音声データは、議事録担当者のパソコンにデータを複製した後、速やかに消去された。
- (3) 上記全員協議会の議事録は同月2日に作成され、同日正副議長の押印を経て確定した。
- (4) 平成29年3月中旬ころ、議事録担当者のパソコンに保存された本件音声データは消去された。

(5) 本件音声データの録音に使用された I C レコーダーは議会事務局で所有、保管しているものである。

2 審議会の判断

以上認定した事実からすれば、本件音声データは、議会事務局が組織として所有、保管していた I C レコーダーによって作成され、議事録の作成が完了するまで議会事務局のパソコンに保存されていたものであり、議事録の作成過程や作成された議事録の内容に疑義が生じた場合などには、協議会での発言内容を確認するために利用されることが予定されたものと言える。

そうすると、本件音声データは、実施機関の職員が議事録の作成という職務のために作成又は取得したものといえ、条例第 2 条第 2 号にいう、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録に該当する。

そして、たとえ実際に議事録作成を担当した職員が一人だけであったとしても、議事録の作成は職員が一個人として行うものではなく、実施機関の職員として行うものであって、最終的には実施機関が作成の責任を負うものである。また、本件音声データは、議事録作成を担当する職員が個人的に自宅や外部に持ち出すことが想定されているものではなく、実施機関において適切に管理されることが当然の前提となっているものである。そうだとすれば、本件音声データは、実施機関の人的物的設備により利用、保管されていたものであるから、条例第 2 条第 2 号にいう、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに該当する。

以上から、本件音声データは、条例第 2 条第 2 号に言う情報に該当する。

従って、本件音声データが情報に該当しないとして、情報公開請求の対象外であるということとはできない。

他方で、本件音声データが平成 29 年 3 月中旬ころに消去されたという実施機関の説明は、議事録作成から本件音声データの消去までの期間がいささか長過ぎるきらいはあるものの、特段不合理なものとは認められない。

従って、本件音声データは、平成 29 年 6 月 15 日の審査請求人の情報公開請求時には既に消去されていたものと認められる。

なお、本件音声データが、条例第 10 条の非公開情報に該当するかどうかという点については、既に本件音声データが消去されておりその内容が確

認できないこと、本件諮問への答申にあたりこの点を判断する必要がないことから判断しない。

3 結論

以上より、第1のとおり、本件音声データは、条例第2条第2号の情報に該当するものであり、実施機関において、これらを作成していないとして公文書不存在決定を行ったことは相当ではないからこれを取り消し、他方で、審査請求人により情報開示請求がなされた当時には、既に本件音声データが消去されていたことが認められるため、改めて、作成後消去したという理由での公文書不存在決定を行うべきである。

平成30年1月25日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成29年11月22日	・ 諮問書の受領 ・ 審議
平成29年12月6日	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成30年1月12日	・ 審査請求人から実施機関への質問 ・ 審議
平成30年1月25日	・ 答申